

働き方などに中立的な社会保険制度（全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止）に対する連合の考え方（案）

I. 基本的な考え方（別冊 p1）

就労を阻害せず働き方などに中立的な制度の構築をめざす。

「就労を阻害せず」とは、いわゆる収入の壁（社会保険の被扶養基準や企業の配偶者手当）などにより働き方に制限が生まれにくいような制度を構築することを意味する。特に、本来は労働時間を伸ばすことができる、または伸ばしたいが、壁があることで労働時間を伸ばすことができない、または伸ばしたくないと労働者が考えることを防ぐことが重要である。

また、「働き方などに中立的な制度」とは、本人・配偶者（法的に婚姻関係でない場合を含む）について、以下どのような点においても中立的な制度をめざすことを意味する。

- ・働き方（有期・無期などの雇用形態）
- ・勤務先（法人または個人事業所、業種、企業規模など）
- ・労働時間
- ・収入
- ・ライフスタイル

上記を踏まえ、以下の考え方にもとづき、全被用者への被用者保険の完全適用と第3号被保険者廃止を実現する。なお、本文において被用者保険とは、厚生年金保険、健康保険等（健康保険組合や共済組合）を指す。

1. 全被用者への被用者保険の完全適用

雇用形態、勤務先、労働時間、収入などにより被用者保険の適用有無が変わる現行制度は不合理である。中立的な社会保険制度をめざし、すべての被用者に被用者保険を適用すべきである。

2. 第3号被保険者制度廃止

働き方やライフスタイルが多様化する中で、配偶者の働き方などにより第3号被保険者に該当するかが決まる現行制度は、中立的な社会保険制度とはいえない。また、制度上の男女差はないものの、現状は第3号被保険者の大半を女性が占めていることから、女性のキャリア形成を阻害し、男女間賃金格差を生む原因の一つと考えられる。社会保険の原理原則や負担と給付の関係性も踏まえ、第3号被保険者制度は廃止すべきである。

II. 全被用者への被用者保険の完全適用

全被用者への被用者保険の完全適用を実現するためには、短時間労働者が被用者保険に適用となる各要件、個人事業所で働く被用者が被用者保険に適用となる各要件を撤廃する必要がある。

1. 短時間労働者が被用者保険に適用となる各要件に対する考え方（別冊 p2～3）

- 企業規模要件（2024年10月から51人以上）を撤廃し、すべての企業規模に拡大する。
- 労働時間要件（週所定労働時間20時間以上）を撤廃し、被用者として少しでも労働していれば被用者保険を適用する。
- 賃金要件（月額賃金8.8万円以上）を撤廃し、被用者として働き、少しでも賃金が支払われていれば被用者保険を適用する。
- 学生除外要件の撤廃については、将来的な検討課題とする。

2. 個人事業所で働く労働者が被用者保険に適用となる各要件の撤廃（別冊 p4）

- 個人事業所にかかる業種の要件（現行制度は常時雇用する従業員が5人以上であっても、非適用業種であれば非適用事業所）、常時雇用する従業員の人数要件（現行制度は5人未満の場合は業種に関わらず非適用事業所）を撤廃し、農業や漁業などの業種、雇用する人数に関わらず、個人事業所で働くすべての被用者に被用者保険を適用する。

3. 複数就業者の適用要件の見直し

- 労働時間要件や賃金要件について、単一事業所で満たさない場合に適用対象外となっている現行制度を見直し、単一事業所で満たさなくても複数事業所で満たす場合には被用者保険を適用する。

4. 「曖昧な雇用」で働く人への対応

- 労働者性が認められる場合には確実に被用者保険を適用するとともに、社会実態に合わせて労働者概念の見直しを行い、被用者保険に適用される範囲を拡大する。

5. 中立的な社会保険制度をめざすうえでのその他の論点（参考）

- 所得比例年金制度の構築をめざし、自営業者等の所得捕捉の仕組みを確立したうえで、すべての人が所得に応じて保険料を支払う仕組みとする。
- 基礎年金の給付水準の底上げや最低保障年金制度の構築に向けて、国庫負担割合（現行1/2）の引き上げにより財源を確保する。

6. 被用者保険の完全適用による影響（別冊 p5）

被用者保険の完全適用により、労働者や企業、年金財政や医療保険財政などに生じ得る様々な課題については、別途対応を検討する。

Ⅲ. 第3号被保険者制度廃止（廃止イメージは別冊 p6）

第3号被保険者制度廃止に向けては、制度廃止時点の年金受給者や第3号被保険者の受給権に留意しつつ、段階的に改正する必要がある。第一段階にて経過措置を設け、第二段階にて第3号被保険者制度を完全廃止し、自営業者等の所得捕捉の仕組み、国庫負担割合の引き上げにより、所得比例年金・最低保障年金制度の構築をめざす。

1. 当面の考え方（別冊 p7）

以下の考え方にもとづく改正により、第3号被保険者（健康保険等被扶養配偶者）を縮小する。

- 将来的な廃止を明示する。
- 企業規模要件、労働時間要件、賃金要件の撤廃・引き下げを行う。
- 社会保険の被扶養者の収入基準を年間収入 130 万円未満（かつ被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満）から、給与所得控除の最低保障額（55 万円）未満に見直す。

2. 第一段階（別冊 p7）

以下の考え方にもとづく改正により、第 3 号被保険者（健康保険等被扶養配偶者）の大幅な減少とともに、個人事業所勤務者、複数事業所勤務者、労働者性が認められるフリーランス等を含め、被用者はすべて被用者保険の適用となる。また、社会保険の被扶養者は無就業・無収入の親族のみとなる。

- 新たに第 3 号被保険者になることができない制度とする。
- 5 年程度の完全廃止までの期間を設けるとともに、既第 3 号被保険者は以下の制度とする。要件を満たさない第 3 号被保険者は第 1 号被保険者となる。その際、世帯単位で見て低所得者への年金保険料の減免措置を設ける（現行の措置の拡充）。
 - ・第 3 号被保険者の配偶者に「年収 850 万円未満」または「所得が 655 万 5000 円未満」との所得制限を設ける（遺族年金の生計維持要件と同様）。
 - ・第 3 号被保険者本人に、子ども（18 歳の誕生日の属する年度末まで、または 20 歳未満で 1 級または 2 級の障害の状態にある婚姻していない子どもに限る）を養育する親との要件を設ける（遺族基礎年金の受給要件と同様）。
- 個人事業所に関わる要件、短時間労働者の適用に関わる企業規模要件、労働時間要件、賃金要件撤廃により被用者保険の完全適用を実現する。同時に社会保険の被扶養者の収入基準を撤廃する。

3. 第二段階（別冊 p8）

以下の考え方にもとづく改正により、第 3 号被保険者制度を完全廃止する。被用者ではない第 3 号被保険者は第 1 号被保険者に区分する。

- 過去に第 3 号被保険者期間があった受給者の年金は減額しない。
- 完全廃止時点で第 3 号被保険者である人、受給者ではないが過去に第 3 号被保険者であった期間がある人について、第 3 号被保険者としての加入期間にかかる将来の基礎年金は減額せず、受給資格期間にも含める。
- 20 歳以上の健康保険等被扶養者（無就業・無収入の親族）は国民健康保険に加入する。
- 公的年金制度における次世代育成支援の観点で、育児期間中の社会保険料免除措置を拡大（例：「子が小学校入学までの期間」など）する。
- 様々な事情により働くことができず無年金となる人、受給資格期間を満たしたとしても低年金の人に対しては、生活手当（仮称）などの加算で対応する。

IV. 実現に向けたスケジュールのイメージ（別冊 p9）

5 年に一度の財政検証を踏まえ、2025 年改正、2030 年改正、2035 年改正において被用者保険の完全適用と第 3 号被保険者制度の廃止を進め、その後の将来的な改正において所得比例年金・最低保障年金制度の構築をめざす。なお、労働者性が認められるフリーランス等への被用者保険の適用については、改正に関わらず、着実な適用を進める。

以 上